

パーソナルコンピュータ調達（一般－6－29号）の
入札に係る質疑に対する回答について

先般ご質問のありました件について、下記のとおり回答いたします。

記

【問1】 仕様書3（保守仕様書）について

仕様書3のパーソナルコンピュータ保守仕様書の保守対象機器の中にデスクトップパソコン用のディスプレイについては対象となっておりますが、保守はなくてもよろしいでしょうか。

【答1】 デスクトップパソコン用のディスプレイについても保守の対象に含めていただきますようお願いいたします。

【問2】 仕様書1（機器仕様書）について

仕様書1のノート型パーソナルコンピュータのディスプレイの項目に15.6インチIPS方式液晶以上とありますがデスクトップパソコン同様に表示方式の表記を明記せず「15.6インチフルHD1,920×1,080以上」へ変更して頂くことは可能でしょうか。IPS方式が必須となるようでしたら、なぜノート型PCだけ必須となるのか教えていただけますでしょうか。

【答2】 ノートパソコンについては、小さいディスプレイに高解像度の情報を表示する必要があり、会議室等での協議や、ウェブ会議でも使用するため、他の方式に比べ画質、視野角に優れているIPS方式を指定させていただいています。

デスクトップパソコンについては、ディスプレイの画面サイズが大きく、主にシステム等で利用し、そこまで画質等を重視しないため方式の指定まではしていません。

【問3】 公告について

公告に記載の「8 賃貸借分の契約の締結に関すること」・「（4）契約方法」に「ただし、第三者（貸主）についても、3に示す要件を満たしていること。」とありますが、第三者（貸主）に対して営業品目のパソコン（B401）が必要である理由をご教示頂けますでしょうか。

特に明確な理由が無いのであれば、「ただし、第三者（貸主）についても、3に示す要件を満たしていること。」の一文を削除いただけないでしょうか。

【答3】 第三者（貸主）については、賃貸借の営業品目の情報処理装置（S101）を有することに記載を変更しました。また、第三者賃貸方式を利用しない場合には、パソコン（B401）及び情報処理装置（S101）が必要と変更しています。

以上